

# 「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2012）」（抜粋）について

平成24年度から26年度までの3年間、本町の持続可能な高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、これまでの取組みを踏まえて、高齢者に関する施策の基本方針及び具体的な事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2012）」を策定しましたので、基本項目等について掲載します。（町ホームページで全文を掲載しています。）

この計画により第5期（平成24年度～平成26年度）の介護保険料基準額（月額）が5,850円となります。



## 1. 計画の基本理念

基本理念は、前計画における理念を継承し、次のように掲げます。

「全ての高齢者が明るく安心して暮らせるぬくもりのあるまち」

○高齢者ができるだけ介護を必要としないよう、健康の保持・増進や介護予防に努めるとともに、自らの能力を発揮し主体的に社会参加を図るなど、活動的で充実した生活が送れる社会を目指します。

○心身機能の低下や介護が必要となっても、高齢者の自己選択、自己決定による適切な支援がいつでも安心して受けられるように、介護保険サービスのほか保健・福祉・医療の各種サービスが包括的・継続的に提供できる社会を目指します。

○高齢者それぞれの価値観や生き方が尊重され、その人らしい人生を送ることができるよう、地域に住む誰もが地域の一員として相手を認め合い、互いに支え合う意識を育むことで、高齢者の自立を地域全体で支えるぬくもりのある社会を目指します。

## 2. 計画の基本目標

基本理念を踏まえて、次の4つを基本目標として位置づけ、施策を推進します。

### （1）健康で生きがいのある、充実した高齢期の実現

高齢者が単に長く生きるのではなく、いつまでも健やかで明るく、主体性を持って充実した生活を送ることができるように、高齢期を迎える前のより早い段階から、生活習慣病の予防を中心とした健康づくりの充実を図るほか、介護予防対策の充実を図ります。

また、自らの知識・経験・能力を活かした積極的な社会参加の促進、他の世代とのふれあい、自主的な学習・スポーツ・サークル活動を支援するなど、自己実現が図れる環境づくりを推進します。

### （2）高齢者の生活支援の充実と権利擁護体制の確立

高齢者が住みなれた自宅や地域で、安心して生活が続けられるように、在宅での生活を支えるためのサービスの充実及び家族介護者への支援の充実を図るとともに、認知症や虐待、悪質商法などから高齢者の権利・人権を守るための体制の充実を図ります。

### （3）身近で相談ができ、安心して介護が受けられる環境整備

高齢者やその家族が身近な地域でいつでも気軽に相談ができ、必要な支援が受けられるように、高齢者に関わる総合的な相談支援の窓口である地域包括支援センターの周知と機能の充実を図ります。

また、介護が必要な状態になっても、介護等給付サービスを自ら選択し利用できるよう、介護サービスの基盤整備を進めるとともに、安心して利用できる体制の充実を図ります。

### （4）人にやさしく、共に支えあえる地域社会の構築

高齢者や障がい者に限らず、全ての人が安全で快適に移動できる空間を整備し、社会参加や交流が深まる人にやさしい環境づくりを推進するとともに、生活の向上のために高齢者に適した住宅の改修・確保、災害時における不安を解消するための支援体制の構築を図ります。

また、公的な援助や自助努力だけでは生活課題の解決が困難な高齢者や家族を、地域全体で継続して支えていくために、地域における包括的なケア体制の推進を図ります。

## 第1号被保険者の保険料推計（月額）

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は下式により計算されます。

平成24年度～平成26年度の3年間の給付費が約48億6千9百万円、地域支援事業費（給付費の3%以内）が約1億4千5百万円になります。

①	標準介護給付見込額 4,869,396,796円	+	地域支援事業費 145,898,383円	=	3年分の介護給付見込額 5,015,295,179円		
②	3年分の介護給付見込額 5,015,295,179円	×	第1号被保険者負担割合 21.0%	=	介護給付費に対する被保険者負担分 1,053,211,988円		
③	介護給付費に対する被保険者負担分 1,053,211,988円	+	財政安定化基金借入償還金 0円	+	調整交付金差額 9,251,840円	-	
	準備基金取崩額 8,000,000円	-	財政安定化基金取崩額 13,513,278円	=	保険料収納必要額 1,040,950,550円		
④	保険料収納必要額 1,040,950,550円	÷	予定保険料収納率 96.19%	÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数 15,411人	÷	12ヶ月
				=	第1号被保険者の介護保険料基準額 5,852円		

※介護保険料基準額は5,852円となりますが、第5期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は5,850円とします。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 ☎945-5013